## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委託業務番号	令和5年度 長長第33号
委託業務名称	長浜市高齢者等相談等業務
委託業務場所	長浜市難波町483番地
業務の概要	相談業務の実施 地域の高齢者等に対する初期相談の場として、高齢者等の様々な相談を受け、 制度の案内や関係機関への取り次ぎを行う。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	582, 000円
契約の相手方	[所 在 地 又 は 住 所 ]滋賀県長浜市湖北町速水2745番地
	[ 商 号 又 は 名 称 ]社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契約相手方の 選 定 理 由	びわ地域における高齢者等に対する各種相談業務について、長浜市社会福祉協議 会びわセンターの事務所を常設している同法人に委託することで、市民の利便性を 低下させることなく当業務を行える。
	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃(1)貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
根拠規定	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。